

「平成22年度農の雇用事業」第2回目募集始まる

○農の雇用事業とは

全国農業会議所（全国新規就農センター）で実施している農業経営体に対する助成事業
新規就業者を新たに雇用し、生産技術や経営ノウハウを習得させるOJT研修などを実施
する場合に、研修経費の一部（月額9万7千円を上限）を助成

○第2回目募集の概要

募集期間 平成22年10月1日～10月22日（申請書類当日必着）

対象者 平成22年4月1日～平成22年11月30日までに正規従業員（※1）とし
て雇用した新規就業者

（※1）対象となる正規従業員の主な要件

- ・雇用期間に定めがないこと
- ・週35時間以上勤務すること（年間平均）
- ・過去に申請先経営体と雇用関係がないこと（パートタイマー・アルバイト勤務を含む）
- ・過去の農業就業経験が3年未満であること

経営体の主な要件

- ・雇用保険、労災保険に加入すること（雇用保険については、従業員数5人未満の個人経営で、ハローワークより加入が認められないときを除く）
- ・税務署へ所得税の納付を行っていること
- ・同時期に農の雇用事業と重複する他の助成（補助）を受けていないこと
- ・新規就業者が農業法人等の代表の3親等以内の親族でないこと（※2）
- ・新規就業者が過去に同事業の対象者でないこと

（※2）3親等以内の親族でも良い場合

- ・集落営農組織に採用される場合
- ・雇用保険に加入できる者であって、他の従業員と同等の雇用条件である場合

○これまでの農の雇用事業について（トピックス）

- ・これまでの4回の募集で5053人を採択
- ・新規就業者の8割が39歳以下
- ・1年間で3割が退職

◆事務局便り◆

よく誤解されることですが、「農の雇用事業」は雇用したことに対する助成ではなく、雇用した従業員に対して研修をしたことに対する助成です。農業生産に必要な技術を身につけてもらい将来の農業経営を担ってもらいたいという意図があります。

そのためには、継続して雇用できる労働条件などの環境整備が不可欠です。本事業をきっかけにして、その改善を図ってもらいたいという意図も大きく、会員の皆さんにも労務管理に関する法令等の啓発や周知、場合によっては個別の相談対応をお願いいたします。